

令和4年

第1回伊是名村議会臨時会会期日程

会 期 1日間

自 令和4年3月31日

至 令和4年3月31日

月 日	曜日	会議、休会、その他
3月31日	木	本会議(開会、議案審議、閉会)

(議決結果)

令和4年第1回伊是名村議会臨時会議決一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第26号	令和3年度伊是名村一般会計補正予算(第7号)	令和4年3月31日	原案可決

令和4年第1回伊是名村議会臨時会会議録 第1号					
招集年月日	令和4年3月31日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和4年3月31日	14時32分	議長	宮城安志
	閉会	令和4年3月31日	15時02分	議長	宮城安志

議員の出席及び欠席

出席8名 欠席1名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川秀和	出席	9	東江克伸	出席
2	宮城義秀	〃	10	潮平そのみ	〃
3	仲田正務	〃	11	宮城安志	〃
5	東江清和	〃			
6	東江源也	欠席			
7	伊禮正徳	出席			

会議録署名議員

2番	宮城義秀	3番	仲田正務
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良和彦	議会事務局主事	久高孝恵
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田政義	農林水産課長	前田秀光
副村長	奥間守	建設環境課長	末吉長吉
教育長	照屋巧	教育振興課長	兼元清永
総務課長	諸見直也	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	濱里篤	商工観光課長	神田宗秀
企画政策課長	前川栄進		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和4年3月31日

会議録署名議員の指名
会期の決定
令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第7号）

令和4年第1回伊是名村議会臨時会議事日程（第1号）

1. 開 議 午後2時32分

2. 付議事件及び順序 令和4年3月31日（木）

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第26号	令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第7号）

議長（宮城安志）

ただいまから令和4年第1回伊是名村議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、8人です。

これから本日の会議を開きます。 (午後2時32分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番宮城義秀議員、及び3番仲田正務議員を指名します。

日程第2

会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日3月31日の1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日3月31日の1日間と決定いたしました。

日程第3

議案第26号・令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、議案第26号・令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第7号）の提案理由の説明をいたします。

令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第7号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

繰越明許費の補正について、4款衛生費にて簡易水道事業特別会計繰出金の計上漏れにより600万円の計上、7款土木費の社会資本整備総合交付金事業（南風原線）については、一般会計補正予算（第6号）で繰越明許費を計上し

ましたが、繰越額が少なく計上されていたため、2,098万6千円に変更するものであります。

令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第7号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和4年3月31日、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

これで議案説明を終わります。

これから質疑を行います。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

村長の説明だけでは理解が不十分ですが、できれば休憩を取って内容の説明と言いましょいか、そうしないと私予算の審議に入れれないという内容があるわけです。いかがでしょうか。

議長（宮城安志）

許可します。議案審議の必要性があるため、暫時休憩します。

休憩 午後2時36分

再開 午後2時38分

議長（宮城安志）

再開します。

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

課長、いまの説明ぜひ本会議で内容を述べていただければ非常にいいかと思いますが、課長、再度繰越に至った理由、予算の整合性、一般と特会との説明、ぜひ、よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

質問にお答えします。まず、簡易水道事業特別会計繰出金、一般会計からの600万円なんですけれども、特別会計の方では事業費として1,201万円

の繰越手続きを行っております。

ただ、給水栓の工事なんですけど、これが村単費分の600万円を簡易水道事業費への繰出を本来しないといけない。同じように繰越手続きをしないといけなかったんですけど、それを見逃してしまったということになります。

南風原線の繰越については、前回の補正で1,176万円ほどの繰越を計上しております。922万6千円の本来この分を含めての繰越をする計画であったんですけど、その分がちょっと漏れてしまって、今回の臨時会での補正という形になりました。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

予算の内容の精査をする暇も私たちなくて、今日どういう臨時会なのか、資料検討する余地もなかったわけです。できれば予算をもってきて、特会も一般も整合性は取れていたわけなんですけど、今日、会場に来て繰越明許の内容がそうだったということで検討する余地がなかったです。今回説明を受けた段階で、ぜひやらんといけないということであれば、ぜひすべきだという感じはいたします。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

それでは同じく道路橋梁費の2,098万6千円の繰越ということなんですけれども、聞きますと、今日ですか、昨日ですか、入札も終わったというふうに聞いていますけれども、対象工事は何件なんでしょう。今日入札した分と、どうして残りの分が今日に繰越になったのか。先程の課長の説明とは若干違うようなんですが、その辺、再度説明をお願いします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ご説明申し上げます。今回、繰越の内訳としまして、当初補正であげた1,

176万円に関しては、南風原線の3工区分の入札の不落による繰越分、工事費にあたります。

今回900万円余りの補正をしたんですけど、それに関しては2工区の60%分の工期の延長がありましたので、その分、繰越するのが漏れてしまって、今回補正にあげた次第でございます。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

一つは3工区の残金分の発注だったというふうには聞いているんですけども、2工区の900万円余りのものがなぜいま頃になって繰越になるのか、課長の説明ではよくわからないんですが、これの工期はいつまでで、どうして今日の繰越になったのか。その詳しい説明をお願いします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

2工区の工期は7月15日までの工期となっております、その分も含めての県への繰越の手続きを行っていたんですけど、この900万円の繰越を見逃してしまって、今回補正したという次第でございます。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

改定契約の月日ではなくて、その前の工期でいつ改定契約されたんですか。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

説明申し上げます。工期の延長は今日までの工期になっていまして、その他7月15日までの延長する変更となっております。

議長（宮城安志）

宮城義秀議員の質疑はもう3回になっておりますが、あと1回だけ許します

ので、どうぞ。

2番（宮城義秀議員）

課長、今日までの工期で繰越を予定していたという事態がどうもおかしいんじゃないですか。今日までの工期だったら、もう既にその何週間前ぐらいには、すべて現場、我々もこの前の現場視察で、現場は既に終わっていると、だからどうして60%になっているのか。どうもちぐはぐない説明でおかしいんじゃないかなと、こういうのは真っ直ぐ説明された方がいいのではないかと思うんですよ。

実際に現場は、この前の視察で終わっている。なのにこの前の定例会には、こういう話がなかったというふうに私は理解しているんですけど、どうして急に最後の工期の日になったら、本来であれば、今日までに現場終わっているから検査して行えばもう終わりのはずなのに、その辺が残り60%繰越ということ自体、60%の根拠、現場との整合性とか、そういった手続き上として検査と言いましょうか、そういった手続きはどのように計算されて60%の繰越になっていたのか、その辺を含めて答弁お願いします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

60%の繰越分に関しては、県への当該年度の補助金の最終の請求が2月ぐらいできておりまして、その時点では年度内工期ということで予想して、補助金の申請をしてなかったんです。

その分で前払いの40%が当該年度に支払うということになっておりまして、残り60%、いま繰越という形になります。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午後2時46分

再開 午後2時58分

議長（宮城安志）

再開します。

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

いろいろ説明あったんですけども、8月から長い工期をもっているにも関わらず、こういう事態、それも前以てちゃんと把握すべき事柄だと思います。

ぜひ、この辺、課長、前課長も全員で庁議のメンバーあたりで、例えば2月ぐらいには村内全工事の視察等を行ったり、そういったことでみんなでチェックし合っ、て、こういうのをぜひ防いでもらいたい。とっても苦しい中身になって、これ以上、我々も何と言っていいのかわかりませんので、その辺、村一体となっ、てぜひ頑張ってもらいたいと思います。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号・令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第26号・令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

可決はされましたが、執行部の皆様に一言申し上げます。5番東江清和議員からあったように、議案書、今回は当日配布だったんです。午前11時に事務局に上がったそうです。当日出されては検討する暇もないと、そういうことですので、以後気をつけて下さい。

お諮りします。本臨時会で議決されました事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これで令和4年第1回伊是名村議会臨時会を閉会いたします。

閉会 (午後3時02分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員

